

## (別表 1) 中小企業等の範囲

原則として中小企業基本法上の中小企業者とします。

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社（以下「会社法人」という。）は、主たる事業として営む業種に応じて、下表の資本金等又は常時使用する従業員の数（※）のいずれかの要件に該当すれば中小企業となり、いずれにも該当しなければ大企業（支給対象外）です。

主たる事業の業種	中小企業者の要件（以下のいずれかを満たすもの）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業（宿泊業等）	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
<b>運輸業その他の業種</b>	<b>3億円以下</b>	<b>300人以下</b>

※ 常時使用する従業員とは、日々雇い入れられる者や二ヶ月以内の期間を決めて使用される者、季節的業務に四ヶ月以内の期間を決めて使用される者、試用期間中の者を除いた従業員をいいます。